

定 款

(2009 年 4 月 制定)

(2026 年 6 月 改定)

明治ホールディングス株式会社

明治ホールディングス株式会社 定款

制定 09 年 4 月

改定 15 年 6 月 15 年 10 月 22 年 6 月 23 年 4 月 26 年 6 月

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、明治ホールディングス株式会社と称し、英文では Meiji Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配または管理すること、ならびに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 菓子、牛乳、乳製品、機能性食品、冷凍食品、食糧、農畜水産加工品、砂糖、油脂およびその加工品、調味料、酒類、清涼飲料水、その他食品ならびにそれらの原材料の製造、販売
- (2) 医薬品、動物医薬品、医薬部外品、農薬、肥料、飼料、工業薬品、化粧品、その他化学製品の製造、販売
- (3) 食品加工用機械設備・器具、医療用機械器具および材料、理化学機械器具、動力機械、計量器、公害防止設備の製造、販売、保守
- (4) 家畜、家禽、魚介、藻類の飼養、医療、養殖、販売および農産物の生産、販売
- (5) 飲食店、スポーツ・レクリエーション施設、駐車・洗車場、カルチャーセンターの経営および調理用器具、運動用機械器具、スポーツ用品、書籍、電子著作物、衣料品、日用雑貨の販売
- (6) 包装材料、梱包材料の製造、販売
- (7) 育児用品、玩具の製造、販売
- (8) 前各号商品の輸出入業、代理業、仲介業
- (9) 栄養コンサルタント業
- (10) 経営コンサルタント業
- (11) 広告代理業
- (12) 生命保険の募集に関する業務、損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (13) 不動産の売買、賃貸借、管理および住宅用地、工業用地の造成、販売ならびにそれらの代理業、仲介業

- (14) 倉庫業、貨物自動車運送業
- (15) 設備工事業および建設工事業
- (16) 情報通信・情報処理・情報提供サービス業およびこれに関連するソフトウェア、機械機器の開発、製造、販売
- (17) 臨床検査業
- (18) 食品の成分の分析および食品、土壌、水等における残留農薬等の検査ならびにそれらの代理業、仲介業
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 総合リース業、金融業
- (21) 産業財産権、技術的知識の実施許諾、譲渡
- (22) 前各号の業務に関連または附随する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、11億2千万株とする。

(取締役会決議による自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株主および新株予約権者の権利行使の手続、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 13 条 当社は、必要のあるときは、一定の日を定めて公告し、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。ただし、本定款に当該一定の日および行使することができる権利の内容が定められている場合には公告を省略することができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、社長である代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 社長である代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき監査役との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任)

第 39 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき会計監査人との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

2. 当社は、取締役会の決議によって、中間配当(会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をいう)をすることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前二項に定めるほか、当社は、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間等)

第 46 条 剰余金の配当に係る金銭については、当社がその支払を開始した日から満 3 年を経過してもなお受領されないときには、当社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息を付さない。